

訪問看護サービス利用契約書

_____様

医療法人社団三慈会
釧路三慈会病院 訪問看護事業所

釧路市幣舞町4番30号
TEL 070-4324-6194

介護予防訪問看護サービス利用契約書

_____様(以下、「利用者様」といいます。)と医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 訪問看護事業所(以下、「事業所」といいます。)は、事業所が利用者様に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第1章 契約の目的

第1条 (契約の目的)

- 1 事業所は、利用者様に対し介護保険法等関係法のもとに、利用者様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問看護サービスを提供します。

第2章 契約期間

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の期間は、令和6年 月 日から令和7年 月 日までとします。
- 2 契約終了の1週間前までに、利用者様から事業所に対して電話等による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3章 契約終了

第3条 (中途解約)

- 1 利用者様は既に実施した訪問看護サービスについては、所定のサービス料金を事業所に支払うものとする。

第4条 (利用者様による契約解除)

- 1 利用者様は、事業所が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①事業所が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施せず、利用者様の請求にもかかわらずこれを実施しない場合。
 - ②事業所が、第11条に定める守秘義務を違反した場合。
 - ③事業所が利用者様もしくは介護者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④事業所が破産した場合。
- 2 利用者様は既に実施した訪問看護サービスについては、所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとする。

第5条 (事業所による契約解除)

- 1 事業所は、利用者様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ①サービス提供するにあたり利用者様もしくは介護者が、サービス従業者の生命・身体に危険が及ぶような行為又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ②前項の場合においても、利用者様は既に実施した訪問看護サービスについては、所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとする。

第4章 訪問看護サービスの内容及びその提供

利用者様が提供を受ける訪問看護サービス内容は「訪問看護計画」に定めたとおりです。

第6条 訪問看護計画

- 1 事業所は、看護師を利用者様の居宅に派遣し利用者様の希望、主治医の指示及び心身の状況等をふまえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し「訪問看護計画」に沿って訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業所は、利用者様に訪問看護計画書の内容について説明し、交付します。
- 3 事業所は、利用者様が訪問看護計画の変更を希望する場合、その内容を主治医に確認し、「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 4 事業所は、1箇月間の訪問日、提供した看護サービス内容等を記載した「訪問看護報告書」を作成し、主治医に提示します。
- 5 訪問看護計画の変更に伴い、訪問看護サービスの内容を変更する場合には、新たな内容で作成した「訪問看護計画書」を説明・提示し、利用者様の了解を得て、それをもって訪問看護サービス内容とします。
- 6 事業所は、利用者様に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、この契約終了後2年間は適正に保管します。その記録は、利用者様の求めに応じて閲覧し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条 (利用日のキャンセル・変更・追加)

- 1 利用者様は、都合により所定の日時における訪問看護サービス利用を中止・変更・又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者様はサービス実施24時間前まで事業所に申し出るものとします。
- 2 前項の場合に、利用者様は中止した利用日についてはサービス利用料金の支払い義務を負いません。
- 3 本条第1項の定める期限を過ぎた申し出により、または事前に申し出なく訪問看護サービスの実施が中止された場合には、利用者様は事業所に重要事項説明書に定める利用料金の自己負担分を支払うものとします。
- 4 事業所は、本条第1項に基づく利用者様からサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者等の稼働状況により利用者様の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者様に提供して協議するものとします。

第8条 (サービス利用日におけるサービス内容の変更等)

- 1 事業所は、サービス利用当日、利用者様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者様の同意を得た上で、サービス内容を変更することができるものとします。
- 2 前項の場合にも事業所は所定のサービス料金を請求できるものとします。

第5章 料金

第9条（サービス利用料金）

- 1 サービスに対する利用者様の負担金及びその他の費用、支払期間・方法は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。なお、利用者様の負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 本契約に基づく看護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、利用者様は前項のサービス利用料金から、保険給付額を差し引いた差額部分をサービス料金として支払うものとします。ただし、利用者様がいまだ要介護認定等を受けていない場合、または居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を支払うものとします。（要介護もしくは要支援認定後、又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。「償還払い」）
- 3 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者様はこれを事業所が指定する方法で支払うものとします。ただし、1ヶ月に満たない期間のサービスに関するサービス利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。
- 4 利用者様が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者様の負担金を3箇月以上滞納した場合には、事業所は1箇月以上の期間を定めて、期限までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 5 前項の催告をしたときは、事業所は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者様の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 6 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ前2項に定める期間が終了した場合には、文書によりこの契約を解約することができます。

第6章 義務

第10条（利用者様の義務）

- 1 利用者様及び介護者等は、本契約で定められた以外の業務をサービス従事者に依頼することはできません。
- 2 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行ないます。ただし、事業所の訪問看護サービスの実施にあたって、利用者様及び介護者等の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- 3 利用者様及び介護者等は、訪問看護サービス実施の為に必要な備品（電気・水道・ガスを含む）等は無償で提供し、サービス従事者が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第11条（守秘義務）

- 1 事業所及びサービス従事者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了したあとも継続します。
- 2 事業所は、利用者様から予め書面で同意を得ない限り居宅介護支援事業者等との連携やサービス担当者会議に於いて、当該サービスを利用する利用者及びご家族の個人情報を用いません。

第7章 損害賠償

第12条（賠償責任）

事業所は、訪問看護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき理由により、利用者様または介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第13条（賠償責任がなされない場合）

事業所は、訪問看護サービスの実施に伴って自己の責に帰すべからざる理由によって生じた損害については損害賠償を負いません。なお、事業所は以下の理由に該当する場合には損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者様が契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにより起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者様又は介護者等が、訪問看護サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにより起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者様の急激な体調の変化等、事業所の実施した訪問看護サービスを原因としない事由により起因して損害が発生した場合。
- 4 利用者様又は介護者等が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為により起因して損害が発生した場合。

第8章 その他

第14条（契約当事者の変更等）

利用者様は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者様の家族等を予め保護責任者と定めるか、または利用者様の家族を含む第三者に契約を変更することに同意します。

第15条（保護責任者）

保護責任者は事業所と協同して利用者様の在宅生活の質の向上に努めるものとします。

第16条（保護責任者の義務）

保護責任者は利用者様と連携して、本契約に基づいて生じる利用者の責務全般についての責を負うものとします。

第17条（協議事項）

本契約に擬義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、利用者様と事業所は誠意を持って協議のうえ、解決に努めるものとします。

第18条（苦情処理について）

サービス提供に関して不都合が生じた場合、困難な事態が発生した場合は次のものが誠意を持って対応します。

電話番号 070-4324-6194

医療法人社団三慈会

釧路三慈会病院 訪問看護ステーション

苦情処理担当責任者

酒田 愛里

本契約を証するため、本書を2通作成し、事業所、利用者様、ご家族及び保護責任者の記名捺印の上、各1通を所有するものとします。なお、事業所から訪問看護サービスについての重要事項説明書の説明を受け、契約の内容及び個人情報の提供、本契約書第11条に係わる個人情報の使用に関しても説明を受け同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

電話番号

【ご家族及び保護責任者(署名代行者)】

住 所

氏 名

印

続 柄

当事業所は、利用者様またはご家族及び保護責任者の申し込みを受諾し、本約款に基づきサービスを提供します。

所在地 釧路市幣舞町4番30号

事業所名 医療法人社団三慈会

釧路三慈会病院 訪問看護事業所

説明者・管理者

氏 名 酒田 愛里